

Title	所謂アダム・スミス問題の一齣：財政思想史の立場から
Sub Title	
Author	永田, 清
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1943
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.37, No.11 (1943. 11) ,p.993(1)- 1010(18)
JaLC DOI	10.14991/001.19431101-0001
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19431101-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

慶應義塾大學 官島貞亮・高森強太郎共編
經濟學部講師

華支那時文類編

規格判A列、號
本綴總三七六頁
定價三圓六〇錢
内地送料一四錢

內容要目

時事要聞・令・訓令・指
令・佈告・呈・詳・咨・
公函・批・執照・判詞・
尺牘・便條・電文・名片
・請柬・牌示・契約・證
據・廣告・省名都市名異
稱・電報日分表・月分表

大東亞共榮圈の指導者として正確なる教養による支
那語の必要なるは論を俟たざるところ、漢文は習つ
ても「華語に熟せず」ボコベン支那語では彼我の教
育融合を却つて傷んであらう。本書は汎ゆる種類の
時文につき読み行く中に自ら格調正しき用例に慣熟
せしめ、頭註・傍註を活用して辭句の註解は素より
風俗・習慣の一端をも傳へて大陸的雰圍氣の裡に的
確なる知識の涵養に資した。既に初歩の習得を了へ
たる人士は勿論、大陸に關心を有する人士・特に中
等教員漢文科檢定志望者には絶好の参考書である。

慶應出版社

電話三二七(45)田
振替東京一八五一〇

東京市芝
田二ノ一

三田學會雜誌

第三十七卷 第十一號

所謂アダム・スミス問題の一齣

— 財政思想史の立場から —

永田清

經濟學者としてのアダム・スミスの論ぜらることは甚だ多い。その理由は、經濟學の出發が果してマーカンチリズ
ムに發するか、フイジオクライトに發するか、或はスミスを以てその建設者とするかの論定は姑く措くとして、ス
ミスが最も総合的且つ體系的に經濟學を説いた一事に異論はないからである。されば、經濟學に志すもの、必ずス
ミスを顧み、スミスを理解し、更にスミスの肩の上に乗つて進む。さうして經濟學の黎明の裡に、寧ろ經濟學その
ものの本體を捉へようとするのである。

殊に近時に至つて、謂ゆる「アダム・スミス問題」が再燃するに及び、スミスへの反省は甚だ強烈を加へてゐると言
つてよからう。然もかかる劇しい興味は曾てのスミス研究とは聊かその性格を異にしてゐる。かくの如き性格の相

所謂アダム・スミス問題の一齣

一 (九九三)

異は、これを一言にして蔽ふならば、見方の相異乃至は態度の違いと謂はれる。經濟學に於ける「見方」や「態度」の問題はミュールダールによつていろいろに指摘されてゐる(*)が、これを經濟學史への回想に適用してみても、興味ある結果を生み出して来る。即ち一般に古典派經濟學の問題は、從來謂はばその客觀的な研究につきてゐた。つまりスミスについてみれば、スミスの言説そのものの裡に經濟學の内容を探索し、かかる探索を通じて、スミス研究を完成しようとする方法である。然るに最近の新たな方法は更にその研究態度をかへて、謂はば主觀的な研究を重じようとする。惟ふに經濟學史の研究に主觀的方法をとるといふのは、それ自體たしかに形容矛盾であつて、學說史研究の本道を歩むものではない。しかし經濟學史も亦ひろく人間思想史の一面であるとするならば、人間の思索を包む謂ふところの態度背景 *Attitudeniersgrund* が問題となるであらう。この態度背景こそが、經濟學の内容を思想の歴史として支配するものである。かくみると、古典派への回想は一つの解釋學として生成する。これが謂はば經濟學史の主觀的研究を呼ぶ所以である。

すなはちこの場合、例へばスミスの問題はスミス自身の立場であると同時に、研究者自身の問題として捉へられてゐる。換言するならば、研究者に内在する課題を、スミスによつて解決しようとする試みである。かかる試みを許すのは永く歴史に残る古典の特徴である。古典が多くの解釋を許すと謂はれるのはこの理由に基くのであつて、ここから研究者自身の問題はその求める方向に應じて流出するのである。

さてスミスの労作をかくの如き古典として數へ得る所以は、一方に於いてスミスの言説が甚だ包括的であることによる。もちろん包括的であることと不純であることとはその本質を異にする。スミスに對して、彼の思想の凝集がそれ以前の經濟學的思索を最も多く承け繼いだ點に於いて、學說の貯水池たる比喻さへも與へられてゐるが、

それは決してスミスの學說を不純にするものと考へられてはならない。周知の如く、「國富論」はスミスの思想的母胎の裡に最もながくとどまつたものである。かくして産れた思想の子は、これに對する後代のものの解釋がどうあらうとも、少くともスミス自身にとつては、統一ある經濟學的思索の結果であつたに違ひあるまい。もちろんこれがどこまで體系化されてゐるか、乃至はかかる思索の内容に如何なる批判檢討が加へられるかについては、スミスを顧みるものにとつて自由である。しかしスミスの經濟學を一つの秩序として捉へる必要は古今を通じて變るべきではない。さうした上で、尙ほスミスの學說自體に如何なる課題が残るかを究むべきであらう。

かくの如き立場をとるとき、アダム・スミス問題は様々なる角度を通じて新しく脚光を浴びる。殊に現在にみるが如く、經濟學にとつてエトスの世界が求められ、經濟と思想、換言すれば經濟學の精神史的背景が問題とされる場合には、スミスの經濟學はまたとない興味を惹くのである。經濟學の永い研究史のなかで、スミス論は織るが如く盛んであるが、しかも尙ほつきるところなく進められてゆくのは、かうした研究者の思索がスミスの姿を寫して登場するからである。かかる意味に於いては、「スミスの經濟學史的研究」といふよりも、「經濟學研究に於けるスミス」と言つた方が適切である。蓋しこの場合のスミスは研究者の態度背景に内在するスミスであり、その限りでは、研究者によつて規定されるスミスの思想がまさに問題だからである。

しかし兎に角スミスへの反省は經濟學の範圍に於て甚だ強烈である。しかるに財政學者としてのスミスが論ぜられることは割合に尠い。言ふまでもなく、今日まで財政學者としての彼の位置が輕ぜられてゐるとみるのではない。寧ろ如何なる財政學の教科書を繕いても、スミスの引用せられないことはない。けれども一般にスミスが財政學上に論ぜらるる場面は殆ど常に限られてゐる。すなはち、租税の四原則を確立したスミス、或はその第一の格率を通じ

て示される租税の利益説乃至は能力説の主張者たるスミス、さらにはまた公債の意義を確定したスミス等である。もちろんかくの如き財政學上の重要な原則にスミスを直接結びつけて論ずることも甚だ必要である。しかしスミス自身が財政學をその廣い經濟學の體系のなかで如何に位置づけてゐたか、而してかかる財政學の個々の部門としての經費、租税、公債その他を如何に解釋してゐたかは、少くとも財政學の立場から問題とされることが多い。かくて本稿では、財政學のなかでスミスをみると言ふよりも寧ろ、スミスを通じて財政學をみると言つた方向に進む。さうして財政思想史の立場から、謂ゆるアダム・スミス問題の一齣を拓かうとするのである。

(*) G. Myrdal, Das politische Element in der nationalökonomischen Doktrinhildung (山田雄三教授譯「經濟學說と政治的要素」の要旨をみよ)。

二

以上の如き方向に於いてアダム・スミスの財政論を問題とするとき、「國富論」の全體系と財政學との關係が先づ明らかにされねばならない。周知の如く、「國富論」は五つの篇に分れ、その第五篇はすべて財政論にささげられてゐる。したがつて、普通に彼の財政論をみる場合には、専ら第五篇の内容に觸れるのが慣例である。しかしここに惟ふべきは、「國富論」以前に於いて、具體的にはグラスゴウ大學講義に於いて、彼の關心が意外に多く財政論に注がれてゐたといふことである。彼の思想は「國富論」に成熟する前に、正義、司法、歳入、軍備を中心として謂はゞ星雲状態をつづけてゐた。かかる彼自身の思索の経過を追想するならば、彼の經濟學は正義を確立する制度の問題と並んで、國防の問題、これに直接關聯する財政の問題を動機として、「國富論」へ進んだとも言へるのである。果して然らば、分業論を以てはじまり、經濟の有機秩序に移り、歴史的理理解やマーカントリズム批判を以て迫り、

さうして最後に財政論によつて結ばれる「國富論」は、更にその前に、如何にして國家の需要を充たすかの財政學的關心に注がれてゐたと言へるのである。

かかる解釋を許す實證は「講義」並びに「國富論」の幾多の場所に示されるが、吾々にとつて最強音の如く響くのは左の一句である。——曰く「政治家または立法者の學問の一部分と考へられる經濟學(Political economy)は二つの異つた目的を立ててゐる、即ちその第一は、國民に對して豊富なる収入または生計の資を供することである。これは、或は、彼等をしてさういふ収入または生計の資を射ら得るやうにさせることといつた方がよいかも知れない。そしてその第二は、國家または協同社會に公共の職務を行ふに十分なる収入を供給することである。この學問は、人民と元首の兩者を富ますことを目的とするものである」(*)と。この言葉は第四篇の冒頭にみゆるが、ここに「講義」より引きつがれたスミスの經濟學體系の眞意を汲むことができる。すなはちスミスは一方において經濟學の秩序的把握を目的とし、謂ゆる經濟に於ける生産と消費とを求めて行つたが、それと同時に、他方において國家の需要を如何にみたすかの要求を忘れてゐなかつた。すなはちこの二つの追求は結局に於いて個人の消費と國家の収入といふ目標を以て現はれてゐる。さうしてこの二つの目標はひろく經濟學といふ學問體系の裡に統一されてゐるのである。

(*) Adam Smith, Wealth of Nations, Cannan's edition, Vol. I, p. 395. 邦譯：岩波文庫版、第三分冊、五一六頁。

かくて一見するところ、「國富論」は前の部分に於いて經濟學を説き、後の部分に於いて財政學を問題とするかの如き外貌を具へてゐる。しかしこれには既に統一された見解が貫かれてゐると斷すべきである。かかる統一された見解といふのは、財政學を含む經濟學と言つてもよいし、また財政學と經濟學とを包括する思索の體系と言つてもよい。

い。何れにしても、経済學を樹てずして財政學はなく、財政學を無視して經濟學の成立し得ざる所以が「國富論」の裡に極めて明瞭に示されてゐるといふのである。かくの如き解釋は、スミスに於ける經濟學について新たな反省を呼ぶであらう。それと同時に、スミスに於ける財政論の位置を的確に示すであらう。ここでは直接スミス經濟學を問題とするものではないから、その點に於ける追求は之を姑く避ける。さうして専ら彼の財政論の位置を求めてゆく。しかしこの二つの問題は、それ自體、前掲のスミス自身の言葉にある通り、一つの思想に歸すべきものである。従つて本稿では専ら、彼の經濟の性格を逐ひつゝ、財政論の究明に進み度いと思ふ。

三

財政論と結んでスミスの經濟學を問題とする場合、吾々の異常の興味を惹くのは、スミスに於ける經濟學說形成の精神的背景である。蓋し財政論はそれ自體政治的要素を含むことが強く、それだけに時代の精神にあまねく觸れてくるからである。かくてこの場合何よりも先づスミスの經濟思想の核心をなす「自然的自由の制度」The system of natural liberty に關説しなければならぬ。周知の如く、この思想は早く自然法的社會觀として成立してゐた。學說史家の示す通り、スミス自身の思想に直接影響したものは理神論であつたであらうが、それをひろく自然法的社會觀に知らなるものとしても何等異議はあるまい。かくの如き自然法的社會觀はまた近代 神の形成とも謂はれてゐる。

近代の精神は人間の發見を以てはじまる。すなはち近代的實在は人間であり、人間は實在の中心である。かかる意味に於いて、近代はまた人間中心の時代と言つても差支ない。いま假りに時代精神の類型化を許すとすれば、ギリシヤ的實在は自然であり、中世的實在は神であり、近代的實在は人間であると言ふことができるであらう。ギリシヤ人は自然に對して敬虔であり、忠實であつた。さうして彼等は自然と合しながら、自然を文化へと淨化した。

かかる意味では、プラトンのイデアも亦、完成された自然の精神であつた。しかしかくの如き實在は完了された精神の美しさをもつてゐても、魂そのもの獨自性を失つた自然であつた。この内面性の欠如がやがてギリシヤ精神の破綻となつて現はれた。かくて内面性の要求、言葉を換へていへば、完成されたものを求めようとする謂はゞ罪人達の宗教としてキリスト教が新しい時代精神を形づくるのである。中世の教會的倫理はすなはちそれである。中世の精神は自然を壓倒する内面性である。かかる内面性は現實世界の否定、脱離となつて現はれる。しかもこの世界否定を地盤として教會の世界支配が確立される。吾々の頼るべきはこの世に於ける神の現はれる教會の外にはない。したがつて教會はこの世に對する權威であり、支配者たるべきものである。かくて中世の倫理は教會の倫理であつた。經濟も亦、天上の倫理によつて支配されるべきものとされた。しかしかくの如く天上の倫理に結ばれた世界には、もはや新たな未來はない。それは同時に、ギリシヤ精神の末期にみるが如く完結的なものとなつた。かくして中世の實在は再びパトスを失つたとも言へるであらう。かかるパトスはさらに人間の裡に發見されてゆく。それがすなはちルネサンスであつた。ルネサンスは自然への復歸であるが、それは單にギリシヤ的自然を求めてゐるのではない。かかる自然の裡には人間的實在が含まれてゐるのである。その限りに於いて、人間的實在は自然を人間の中で發見しようとする方向において規定される。そこに人間の合理的精神が醸し出されてくる。すなはち、人は近代に於いて自然を求め、その自然は人間の合理的精神を手がかりとして探求される。吾々はかかる合理的精神を近代精神のもつ理性と言つてもよい。すなはち教會の倫理に代つて、人間の理性が近代精神の中樞を貫くに至るからである。人間の理性によつて貫かれる人間中心主義は中世の教會から離れて、すべての人間的なるものが

自己の中に眞の權威を見出さうとする努力であつた。かかる意味では、自由の問題はその當初においては個人の自由の問題であるよりは寧ろ教會からの自由の問題であつた。つまり近代に於ける自我の發見は中世的拘束からの人間の解放でもあつたのである。かくして人々は絶對の權威が天上の神の國にあるのではなく、地上の王國にあることを自覺する。ここに近代國家の成立がみられる(*)。

(*) 高坂正顯著「歴史哲學と政治哲學」中の現代の精神的意義をみよ。

以上の如く、近代精神の形成を辿るとき、フィジオクライト及びアダム・スミスと共に生誕する經濟學の精神的背景は明瞭となる。すなはちフィジオクライトにあつては、「自然的秩序」が經濟學の核心であつた。中世的拘束にみちた人爲の法則は自然の法則に歸らねばならぬ。然らばかかる自然の法則は如何にして發見せられるか。——彼等はここに「理性の炬火」といふ言葉を用ひてゐる。この場合の理性は人間の發見と共にはじまつた合理的精神に外ならない。かくして經濟も亦、この合理的精神によつてはじめてその有機的構造としての形成體を露呈する。蓋し神が與へた經濟は人間によつて組み立てられた經濟であり、その限りでは、人間の理性を通じて感得し、且つこれを自然の法則に近づけ得る仕組みだからである。スミスに於ける經濟學の構想もこれと變らない。「國富論」第二篇に於ける經濟學の體系化、さらにはまた第四篇のマーカンチリズム批判をみるものは、スミス經濟學の背景を最もよく理解し得るであらう。すなはちスミスに於ける經濟倫理としての自利心、經濟的繁榮の誘導因としての自然的自由の制度は、謂はゞスミス經濟學に於ける態度背景であつた。言つてみれば、それは近代精神と共に生れ落ちた固い信仰知でもあつたのである。しかもかかる信仰知は中世的拘束に對する個人の解放、それを貫く人間理性の尊重にみちてゐた。ミューゲルも述べてゐるやうに、自由主義的理論は彼にとつては理論以上のものであり、それは

全存在を貫き流れてゐる祝福された法則乃至原則である。問題は神聖なる人間の權利であり、吾々に對する神の攝理の意圖の實現である。従つて人間はこの原則を妨げたり欺いたりすることはできないが、しかし決して全くその作用の外にあることはできない。アダム・スミスは實に好んでマーカンチリズムと彼等の干渉とに反對するのであるが、しかも同時に常に干渉のもつ意義は比較的に少いことを示さうとしたのである(*)。

(*) G. Myrdal, a. a. O. S. 163. 邦譯前掲書、二二三頁。

以上の解釋を實證するために、左に屢々引用されるスミスの言葉を掲げよう。

「すべての個人は彼の自由になる資本のすべてに對して、最も有利な使用方法を見つけようとなえず努めてゐる。いふまでもなく、彼の眼中にあるものは、彼自身の利益であつて社會のそれではない。しかし、彼自身の利益の探究が自然に、いな必然に彼をして社會にとつて最も有利な使用方法を選ばしめることになるのである(*)」

「一つの社會の年々の収入は常にその産業活動の年々の全生産物の交換價值に正確に等しい、否、正にその交換價值そのものである。そこで各人が彼の資本をなるべく多く國內産業に用ひ、且つまたその産業をしてその生産物が最大價值を實現するやうに導くにつとめるならば、各人はそれによつて必然に社會の収入に對して彼の最善を盡したことになるのである。いふまでもなく、これにより彼は公益をすくめようと意圖するわけではなく、また何程それに與つてゐるかを知つてゐるわけでもない。彼が外國産業を支持せずして國內のそれを選ぶのは、専ら彼自身の安全を期するからであり、彼がその産業をその生産物が最大の價值を實現するやうにと導くのは、専ら彼自身の利得を大ならしめんとするものである。かくすることによつて、彼は、他の場合にもさうであるやうに、見えざる手に導かれて彼の思ひ設けない目的を達する役に立つのである。けれど、彼自身の利益を追求することにより、彼が眞に

社會の利益の増進を意圖する場合に比して、それをより有効に増進することが多いからである。私は、社會の利益のためにやると氣取つてゐる徒が、多少とも役に立つことをした例を、見たことがない。尤も、さう氣取つた態度は商人にはあまり見られないところであるから、あまりやかましく言はなくとも、そんなことをさせないやうにすることは出来るであらう。

「如何なる種類の國內産業に彼の資本を使ふべきか、如何なる産業の生産物が最大の價値を生ずるか、この點については、いかなる個人も、彼の置かれてゐる位置の關係上、如何なる政治家や立法者よりもより正しい判断をなし得ることは明らかである。私人に對して彼等の資本を如何に使ふべきかを指圖しようとする政治家は、それによつて全く不必要な注意を自分に課するのみではなく、如何なる一個人にも、また如何なる參議會または樞密院にも委すことが安全でない權力を僭せんとするものである、まことにかくの如き權力が、自分こそそれを行使するに適すと考へるほどの馬鹿さと押とをもつ男の手に渡されたとき、その危険はその極に達するのである」。

「特殊の技術又は製造業において、國內産業の生産物に國內市場の獨占権を與へることは、個人に對してその資本を如何に使用すべきかについて、ある程度の指圖をすることであつて、それは多くの場合において必ず無用又は有害な規則である。若しも國內の生産物が外國の産業の生産物同様に安價に供せられるものならば、かういふ規則は明らかに無用である。またもしそれができぬといふならば、それは一般に有害である(**)」。

また言ふ。

「吾々は植民地貿易の結果と獨占とを注意して區別しなくてはならぬ。前者は常に且つ必ず有利(beneficial)であるが、後者は常に且つ必ず有害(hurtful)である。しかも前者の有利の程度は大きいのであるから、植民地貿易は、

たとへ獨占され、その獨占の有害の結果に災されても、全體にはやはり有利、いな大に有利である、たゞこの場合はさういふことがない場合ほどに大きくないだけである。」

「自然にして自由なる状態における植民地貿易の効果は、イギリス産業の生産物にしてその國により近い即ちヨーロッパや地中海の沿岸の諸國の市場の需要を超過する部分に對して、遠隔ではあるが大きい市場を開拓するといふ點にある。その自然にして自由なる状態においては、植民地貿易は、それ等の市場へ從來送られてゐた生産物は少しも減らさないうで、イギリス王國に、その剩餘物と交換さるべき新しい等價物を提供し、それによりこの國をしてかかる剩餘物をますます増加することに努めさせるのである。その自然的にして自由なる状態においては、植民地貿易はイギリス王國における生産的労働の方向を變更することは決してない。植民地貿易の自然にして自由なる状態においては、新市場においても新事業においても、一切の諸外國の競争により、利潤率が普通のレヴェル以上のぼることは許されない。即ち、新市場は舊市場から一物をも引き去ることなくして、新市場に供給さるべき新しい生産物を、いはば創造するのである、そしてこの新生産物が、同じやうに、舊事業から何物をも引き去ることなくして、新事業を經營するための新資本を作るのである(***)」。

「これを要するに、獨占が一つの階級の人々に得させる一つの利益が、いろいろの道を通つてその國の一般的な利益を害するのである(****)」。

スミスの經濟的自由主義はかくの如くであるが、吾々はこれを理解する場合に、この思想の生れ出た時代を思ひ出さねばならない。前述の如く、近代精神は人間の發見であり、人間に於ける理性の尊重である。しかもかかる尊重は中世的拘束に對する反撥の思想として出現した。すなはちスミスは天上の倫理に代ふるに地上の倫理を建設し、

教會的拘束やマーカントリズムの部分的干渉を排した。さうして善意の人間による調和的社會觀の上に、謂はゞ經濟を一つの秩序として確立したのである。つまりスミスは人間の實在としての近代精神を背景に、謂ゆる封建主義と闘つたのである。しかも當時のイギリスは次第に産業主義と資本主義とへ導かれねばならなかつた強力な經濟的變革の初期に屬してゐた。殊にそれはフランス革命の前夜である。海峡を越えての知的な交通は次第に激しくなつてゐた。舊い先入見は嚴しい批判をうけてをり、人は近代的なをして自由な氣分をもつことになり、人性の根源的な善についての疑ひをもたない(*****)。さういふ時代に、スミスが經濟に於ける内在的論理を以上の如く理解したことは、何等疑ふべき餘地はなしである。

(*) Adam Smith, *W. of N. Vol. I. p. 419.* 邦譯岩波文庫版、第三冊、四八頁。

(**) Adam Smith, *Ibid. pp. 421-422.* 前掲譯、第三冊、五一—五三頁。

(***) Adam Smith, *Ibid. Vol. II. pp. 108-109.* 前掲譯、第三冊、三三六—三三七頁。

(****) Adam Smith, *Ibid. Vol. II. p. 114.* 前掲譯、第三冊、三四七頁。

(*****) G. Myrdal, a. a. O. S. 164. 前掲譯、三三四頁。

四

しかし私にとつてのアダム・スミス問題はここから發展する。すなはち、スミスは國內に於ける經濟秩序の確立をめざし、さうして自然的自由の制度を説いたけれども、この主張が無條件に成立するとは考へてゐなかつた。つまりこれを包む内外の條件に想到してゐたのである。その條件といふのは外的には經濟の存立を可能ならしめるための自國防衛の問題であり、内的には正義の原則を實現するための社會秩序の問題であつた。

屢々引用される彼の言葉に、「航海條例は一切の商業上の規則の内で一番賢明な規則である、蓋し國防は富裕よりも大事だからである(*)」と言ふのがある。この言葉はスミスの自由貿易主義と一見矛盾するかの如き印象を與へるが、それはスミス自身にとつては十分に統一された見方であつた。何故なら、前述の如く自然的自由の制度は決して無條件に成立すべきものでないことを識つてゐたからである。このことはスミスの財政論の登場を通じて甚だ明確に現はれてゐる。

彼は「國富論」以前のグラスゴー大學の「講義」においてこの問題を明らかにした。否寧ろ、「國富論」に於ける經濟的思想的内容が彼の「道徳情操論」に出發すると同じ意味に於いて、スミスの財政思想はこの「講義」に胚胎すると言ふべきであらう。蓋しこの「講義」はその全體の内容が正義、司法行政、歳入及び軍備に關する事柄だからである。殊にその第三篇歳入論のなかで、彼は次の如く述べてゐる。

「文明國の經費は野蠻國のそれよりも遙かに大であるとみてよい。さうして或る政府の經費が他の政府の經費よりも多いと言ふときには、それは一國が他國よりも遙かに進歩改良の状態にあると言ふのと同じである。政府の經費が多く、人々が壓迫されてゐないと言ふことは、人々が富んでゐるといふことである。文明國では、野蠻國にみられないやうな多くの經費が必要とされる。陸軍、艦隊、要塞、公共建築物並びに稅務官吏及び軍人を維持しなければならず、若しそれらを無視するならば、混亂が生ずるであらう(*)」と。

(*) Lectures of Adam Smith, p. 239.

かくしてスミスにとつては、社會の進歩と共に必要となる多額の經費を如何にして賄ふかと言ふことが當面の問題となる。そのために、彼は先づ一國の富裕を求めた。さうして國富論の經濟學體系が生れた。けれどもかかる富裕

の前提には、内外を通じての秩序の維持が必要となる。「國防は富裕よりも大事である」と言つたのはこの關聯をさすのである。従つてスミスの經濟思想を經濟そのものの内在的論理として押し固めてゆく自然的自由主義の追求からだけでは、「國富論」の解釋は十分でない。寧ろこの思想は封建的拘束に對する激しい闘争として生れたことを識るべきであらう。その限りでは、スミスの財政思想を通じてみる「國富論」と何等矛盾するものではない。この矛盾しない姿こそ、財政と經濟とを統一した國富論の立場であつたのである。彼が經濟學の二つの目的として、國民に對し豊富なる収入を供すること、國家が公共の職務を行ふに十分なる収入を得ることを擧げたのは、以上の思から生れてゐる。

そこで吾々は直ちにスミスの財政思想に向つて進んでゆかう。彼は重商主義や重農主義を批判し、それに續いて國家の機能を次の如く定めてゐる。

「社會の資本が自然のまゝにある種の産業に流れて行くよりも多くを、何か特別の獎勵によつてその産業に向けようとし、若しくは、その資本のある部分がある種の産業に行かうとするのを何か特別の抑制によつて強ひて止めようとする主義は、すべて皆、實際においてはその振興を期してゐる目的そのものを顛覆するものである。それは、社會の進歩を眞實の富と強とに向つて加速せしめるものではなくして、抑止するものである。それは、その土地と勞働の年々の生産物の實質的價値を増加しないで、減少させるものである。要するに、獎勵又は抑制を主張する主義が、以上の如くにして完全に排除されるならば、明白簡單な自然的自由の制度がおのづからして確立する。各人には、正義の法を冒さない限り、自らの利益を自らの方法において追求することの、そしてまた、彼の産業活動と資本の二つを、他の如何なる人または如何なる階級の勞働及び資本と、競争させることの、完全な自由が與へ

られるのである。元首は、それをやらうとすればどうしても免れることのできない數限りない欺瞞に陥り、また、それを適當にやりとげることが人智人識の到底及ばないやうな、さういふ義務——私人の産業活動を監督しその活動を最もよく社會の利益に合する職業に向けるといふ義務を、完全に免れるのである。自然的自由の制度によれば、元首の心に用ふべき義務は僅かに三つである。この三つは極めて重要ではあるが誰にでもわかる平明にして理解し易きものである、即ち、第一に、社會を他の獨立の社會の暴行と侵略から防ぐの義務、第二に、社會の各成員をその社會の他の成員の不正または壓迫に對して、でき得る限り保護するの義務、言ひ換へれば司法について嚴正なる行政を樹立するの義務、第三、それを建設し維持することが或る個人または少數の個人の利益とならないやうな或る種の公共的土木工事、または公共的施設——蓋しかくの如き施設の利潤は、往々、一大社會にとつてはその經費を償つてなほ大いに餘りがあるものであつても、或る個人または少數の個人に對してはその經費を償ふことができないから——を建設し且つ維持するの義務(*)」。

(*) Adam Smith, W. of N. Vol. II. pp. 184-185. 前掲譯 第三册 四七五 四七七頁。

右の如き義務が適當に履行されるためには、一定の經費を前提としなければならぬ、この經費はまた、それを支へるべき一定の収入を當然に必要とする。かくしてスミスは次の如き問題をその財政論として展開するのである。——第一、元首または國家の必要費とは何ぞや、その經費の中如何なるものが全社會の一般的貢納によつて支辨さるべきか、第二、全社會の義務としてふりかゝる經費を支辨するのに、全社會が貢納する方法として如何なるものが存するか、それ等種々の方法の各々の主たる利害得失如何、第三、近世の政府の殆んど全部をしてこの収入のある部分を擔保に供せしめたのは、言ひ換へれば、それが債務を負擔したのは、如何なる理由及び原因によるか、そ

れ等の債務のその社會的實質的富、土地及び勞働の年々の生産物に對する諸結果はどうであつたか。——以上が「國富論」第五篇の内容となるのである。

五

勿論スミスの財政思想にとつてその主たる内容をなすものは第五篇であるが、その前に、第四篇末尾の前掲の國家機能論は看過し難い文字である。却つて彼の財政思想の性格はそのうちに十分に現はれてゐると言つてよからう。蓋し彼は如何なる立場にあつて、財政學を取扱はうとするかの眞意がそこに窺はれるからである。

普通に以上の文章をみるものにとつては、彼が甚だしく消極的な立場にあつて財政を論じてゐるやうに解釋される。何故なら、財政は本質的に國家の機能に結びついてをり、しかもスミスにあつては、この機能が一見消極的に考へられてゐるやうに見ゆるからである。しかしここに惟ふべきは、第一に、この問題の提出の場所が、重商主義その他に現はれる國家的部分的干渉を排して謂はゞ經濟の統一ある秩序を求めたその主張に續いてゐると言ふことである。つまり彼は決して國家の正しい機能を壓縮しようとしたのではなかつた。寧ろ前述の如く、經濟の秩序を維持するための條件としては、國家の機能を甚だしく重視してゐたのである。ただ問題の提出の場所が徒らなる保護獎勵政策の批判に續いてゐたために、殊更らにこの點について消極的立場をとらざるを得なかつたとみるのが至當であらう。かくて若し國家の機能といふことについて總括的な見解を求めらば、彼はその極めて重要な所を説いたに違ひない。その主旨は既にグラスゴウ大學に於ける「講義」に全面的にみちて居るし、且つ「國富論」の諸々の部分に説かれてゐるからである。

けれども、若し彼が當面の對象とした封建的拘束や部分的國家干渉といふ國家機能について如何と問ふならば、

彼は敢然としてこれに反對するのである。その反對の趣旨がこの國家機能の消極論となつて現はれてゐるのである。従つて、「自然的自由の制度によれば、元首の心に用ふべきは僅かに三つである」の僅かにといふ文字は、或る場合には甚だ重要であり、また他の場合には全く無視されてよい。つまり經濟の内生的發展を阻害する封建社會乃至はその殘滓に對しては、この言葉は大いに強調されねばならない。然るに一國の對外的防護及び國內の社會秩序の維持を問題とする場合には、この文字は全く無用となつてしまふのである。さう解釋するのでなければ、スミスが他の場所で、社會の進歩と共に當然經費の多額となるべきを説き、それは事實上、一國が文明の狀態に到達した所以であると主張する筈はない。且つまた航海條例の必要を認めて、「國防は富裕よりも大事である」と主張する理由もない。かくしてスミスの國家機能に關する思想は「國富論」第四篇の末尾における文章通りに理解して、前後の脈絡及びその主張の場所の意味を見失つてはならないのである。

第二に、スミスが國家の三つの機能について、これらは極めて重要であるが誰にでもわかる平明にして理解し易きものであると述べてゐる點である。斯くの如く重要であり、平明であるといふのは、スミスにとつては、寧ろ當然のことだと主張するのに等しい。言つてみれば、かかる機能については何等疑問の餘地はないし、寧ろそれはすべての主張の前提となるべき問題に外ならないと言ふのである。かくてスミスに於ける經濟學の前提にはこの國家機能論がたてられてゐる。従つてスミスの財政論はまた彼の經濟論の前提を形づくるとも言へるであらう。ただかかる財政の經濟的作用について問ふならば、ここで再び經濟論全體の主張に歸らざるを得ない。すなはち自然的自由の制度を通じて確立される經濟の内生的發展の途である。この途に沿ふことが、經濟の秩序を維持するために必要な財政を最もよく賄ふ所以となるのである。

かくて吾々は「國富論」全篇の主張が謂はば財政と經濟とを一體として捉へようとした努力にみちてをり、それを人間的實在としての近代精神に包み、且つ人間理性の尊重による經濟秩序の確立から説き進めて行つたとみるべきである。それゆゑ、スミスに於いては、經濟論と財政論とが別々の分野を占めつゝ並列的に登場してゐるのではなく、この點はフィジオクラートに於いても全く同様である。すなはちフィジオクラートの思想は農業の發展を主張することからはじまり、純生産論に移り、再び土地單稅論に歸つてくる。ここに財政論と經濟論との統一が示されてゐる。それと等しく、スミスに於いても、經濟の前提たる財政、さうしてその財政の經濟的作用を顧慮する經濟論との統一が求められてゐるのである。

以上の主張は財政論そのものの内容を通じて一層具體的に明らかにされるであらう。すなはちここで、恰も財政を前提として經濟が經濟そのものの内在的論理として成形したやうに、經濟のなかにおける財政の位置が的確に示されるのである。かくて吾々はこれを財政論の内容として、續く論究の對象としなければならぬ。

獨逸ハンザと都市同盟

高村象平

獨逸ハンザの本質を正確且つ簡潔に表現することは甚だ難い。殊に獨逸ハンザについての研究が深められ、それが中世歐羅巴經濟史上において多面的な意義を有したことが明らかになされて行くに従つて、その本質を規定することとは益々慎重ならざるを得なくなる。

通例我が國においては、獨逸ハンザとは稱せずしてハンザ同盟と呼び慣はされてゐる。蓋しその由來するところ英語の Hanseatic League の譯語に發するのであらう。又獨逸の古く著作の中にもハンザ同盟と譯さざるを得ぬ表題を附したものがあつた。ザトリウス氏の Geschichte des Hanseatischen Bundes. (1802-08) の如きである。然しハンザの語義に關する西歐學者の諸研究によれば、ハンザには仲間とか結合とかの意味が存するのであるから、「ハンザ同盟」なる呼稱は謂はゞ同義語を重ねたものに等しくなる。従つてこの中世北獨逸商人の仲間・組合或は北獨逸商業諸都市の經濟的組織は、「ハンザ同盟」とは呼ばないで、彼等自ら稱してゐた「獨逸ハンザ」の名を以て呼ぶことが正しいわけである。然しながらここに私はこの是正を強調しようとは思つてゐない。獨逸ハンザであらうとハンザ同